～廿日市市からのお知らせ～

令和7年7月1日から定期報告制度が見直されます。

1. 定期報告種別・報告周期が変わります

【検査項目】

常時閉鎖式防火扉

※検査対象範囲は「各階の主要なもの」に限ります。

防火設備に変更

【定期報告種別（報告周期）】

見直し後：**防火設備（３年毎）**

見直し前：特定建築物（３年毎）

注）常時閉鎖式防火扉を除く防火設備の報告周期については、従前どおり「毎年」となります。

【検査項目】

換気設備／排煙設備／可動式防煙壁／非常用照明

建築設備に一本化

【定期報告種別（報告周期）】

見直し後：**建築設備（毎年）**

見直し前：特定建築物（３年毎）及び建築設備（毎年）

注）「可動式防煙壁」は、建築設備の検査対象として新たに追加されます。

【検査項目】

非常用ＥＶ等

昇降機に一本化

【定期報告種別（報告周期）】

見直し後：**昇降機（毎年）**

見直し前：特定建築物（３年毎）及び昇降機（毎年）

《令和7年7月1日以降の定期報告種別の報告周期》

用途	定期報告種別	報告年					
		R7. 7月～	R8	R9	R10	R11	R12
①劇場、演劇場等 ②観覧場、集会場等 ③病院、児童福祉施設等	・特定建築物			●			●
	・建築設備	●	●	●	●	●	●
	・防火設備	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖含む	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖含む
④旅館、ホテル	・特定建築物		●			●	
	・建築設備	●	●	●	●	●	●
	・防火設備	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖含む	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖含む	● 常時閉鎖
⑤学校、体育館等 ⑥博物館、スポーツ練習場等 ⑦百貨店、物品販売業を営む店舗等 ⑧料理店、飲食店等 ⑨事務所等	・特定建築物	●			●		
	・建築設備	●	●	●	●	●	●
	・防火設備	● 常時閉鎖含む	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖含む	● 常時閉鎖	● 常時閉鎖

裏面もご覧ください

2. 調査・検査方法が見直されます

告示改正により、「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査が可能となります。

3. 報告様式が改正されます

告示改正により、調査結果表や検査結果表をはじめとする報告様式が改正されます。また、特定建築物定期調査の調査結果図（各階平面図）に「防火区画」を明示することとなります。調査（検査）日の時期によって適用される様式が異なりますので、ご留意ください。

■ 定期報告制度の見直し前後における規定の適用に関する留意事項

調査（検査）日の時期によって適用される規定が異なりますので、ご留意ください。

	施行日・調査（検査）日・報告日の関係		規定の適用
①	調査（検査）日・報告日がいずれも施行日よりも前の場合	調査(検査)日　報告日　施行日 7／1	見直し**前**の規定
②	調査（検査）日が施行日よりも前で、かつ、報告日が施行日よりも後の場合	調査(検査)日　施行日 7／1　報告日	見直し**前**の規定
③	調査（検査）日・報告日がいずれも施行日よりも後の場合	施行日 7／1　調査(検査)日　報告日	見直し**後**の規定

■ 定期報告制度とは

建築基準法では、不特定多数の者が利用する建築物などの所有者が、定期的に専門技術を有する資格者に調査させて、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。

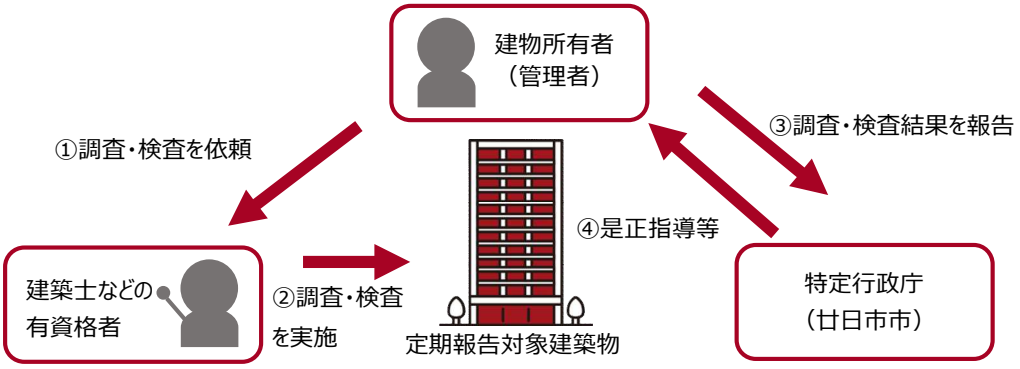

《定期報告制度の流れ》

■書類の提出先

提出先	・特定建築物 ・建築設備 ・防火設備	廿日市市建設部建築指導課
	昇降機	（一社）中国四国ブロック昇降機検査協議会